

企業グループ間の取引に係る書類保存の特例

項目	概要
対象相手	<ul style="list-style-type: none"> ・関連者(移転価格税制と同様の基準により判定)
対象取引	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の取引で販売費・一般管理費その他の費用の額となるものに限る <ul style="list-style-type: none"> (1)関連者が内国法人に対して行う工業所有権等の譲渡または貸付け <ul style="list-style-type: none"> ① 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式またはこれらに準ずるもの ② 著作権(出版権及び著作隣接権その他これらに準ずるものも含む) ③ プログラムの著作物 (2)関連者が内国法人に対して行う下記の役務提供 <ul style="list-style-type: none"> ① 内国法人とその関連者との契約または協定に基づきその関連者が行うもの ・関連者の有する経営資源(産業、商業または学術に関する知識経験等)を活用して行われる研究開発、広告宣伝等の事業活動 ・関連者が有する専用資産を内国法人に対して使用させる行為ならびにその専用資産の維持管理 ② 関連者がその内国法人に対して行う経営の管理または指導、情報の提供等の役務提供でその関連者が有する経営資源に基づき行うもの ③ 上記①及び②の役務提供に類するもの
内国法人の義務	<ul style="list-style-type: none"> ・対象取引に係る取引関連書類等に取引の明細及び対価の額の計算明細等、対価の額の算定をするために必要な事項の記載・記録がないときは、記載・記録がない事項を明らかにする書類を取得するか、作成し、かつ保存しなければならないこととする。
罰則	<ul style="list-style-type: none"> ・上記義務を履行しない場合は青色申告の取消事由等となる